

平成21年10月より 町県民税の公的年金からの特別徴収(年金天引き)が始まります

65歳以上の方の年金所得に係る町県民税の納税方法が変わります。公的年金を受給している方で、納付書・口座振替・給与からの特別徴収(給与天引き)により納付している町県民税の公的年金に係る部分について、平成21年10月より公的年金から特別徴収(年金天引き)されることになります。

対象者

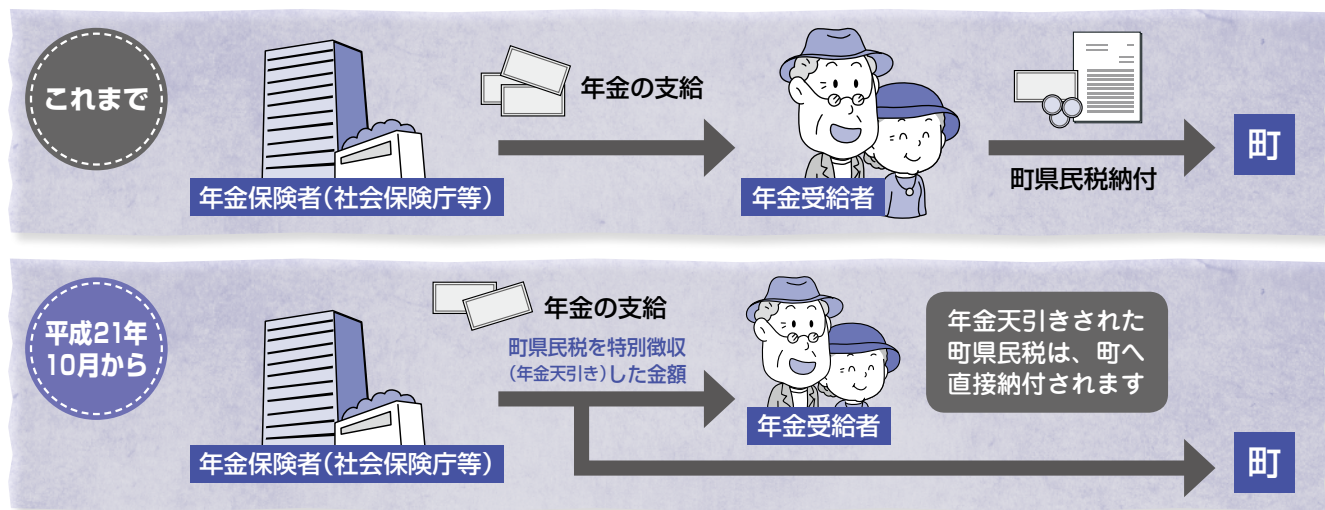
平成21年4月1日に65歳以上の方で、公的年金を受給しており、平成20年中に受給した公的年金に係る町県民税の納税義務のある方。

[年金天引きの対象とならない方]

- ・公的年金の受給額が年額18万円未満の方
- ・介護保険料が特別徴収(年金天引き)されていない方 など

対象税額

特別徴収(年金天引き)される税額は、年金所得分に係る町県民税のみです。年金以外の給与と所得や事業所得等に係る町県民税は、納付書・口座振替・給与からの特別徴収(給与天引き)により別途納付していただくことになります。



特別徴収(年金天引き)の徴収方法は次のようになります

平成21年度の町県民税のうち、半分については平成21年6月と8月に、普通徴収(納付書・口座振替)で納付していただくことになります。

(例)町県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

平成21年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収(納付書・口座振替)		特別徴収(年金天引き)		
	上半期		下半期		
期別					
納付月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円 (年税額の1/4)	1万5千円 (年税額の1/4)	1万円 (年税額の1/6)	1万円 (年税額の1/6)	1万円 (年税額の1/6)

平成22年度以降(前年度特別徴収)の徴収方法

徴収方法	特別徴収(年金天引き)					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
期別						
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円 (前年度2月と同額)	1万円 (前年度2月と同額)	1万円 (前年度2月と同額)	1万円 (22年度の年税額 の残りの1/3)	1万円 (22年度の年税額 の残りの1/3)	1万円 (22年度の年税額 の残りの1/3)

64歳以下の方へ

年金所得分の町県民税は普通徴収(納付書・口座振替)になります。

町県民税が給与から天引きされる場合、平成21年度からは、給与等(年金所得を除いた)所得分については、今までどおり給与からの天引きとなりますが、年金所得分については普通徴収(納付書・口座振替)で納付していただくことになりますのでご注意ください。

※町県民税の特別徴収(年金天引き)では、後期高齢者医療保険料や国民健康保険税にある口座振替選択の制度はありません。